

令和2年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京橋地域・・・・・・・・・・1ページ

日本橋地域・・・・・・・・・・4ページ

月島地域・・・・・・・・・・10ページ

質問町会	質問項目	担当部等
<p>築地六丁目町会 会長 大長 清高</p>	<p>築地市場跡地について</p> <p>【回答】</p> <p>東京2020大会の開催については、新型コロナウイルスの世界的な蔓延の状況を受け、1年後の令和3年に延期することが決定されているところがあります。一方で、東京都は、新型コロナウイルスに対応する医療体制の構築に職員を投入するために、築地市場跡地の再開発の手続きを当面休止させることを発表しました。</p> <p>本区では、これまで、築地市場跡地の再開発について、いち早く全体計画を都民に明確に示すことを東京都に要望してきており、令和2年度においては、市場跡地およびその周辺の市街地に必要な交通機能や、場外市場の運営に不可欠な荷捌き機能等、市場跡地に整備すべき都市基盤について地元関係者と調整を図りながら調査・検討を行い、東京都に対し全体計画に反映するよう協議を行っていく予定としております。</p>	<p>都市整備部</p>
<p>銀座七丁目町会 会長 澁谷 昌也</p>	<p>(1) 違法駐輪対策および駐輪場整備について</p> <p>【回答】</p> <p>道路上の放置自転車は、歩行者や車の通行の妨げになるだけでなく、災害時等の活動に大きな支障をきたします。</p> <p>このため、駐輪場が一定程度整備されている地域では、「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置禁止区域の指定を行うとともに、放置自転車の即日撤去を実施しております。</p> <p>また、放置禁止区域外では、職員等が区道のパトロールを行い、同条例に基づき道路上の放置自転車に対して注意札を貼付し、3日以上経過後、注意札が残っているものに対して警告札を貼付し、さらに2日以上経過後、注意札と警告札が残っている放置自転車を撤去しております。</p> <p>銀座七丁目については放置禁止区域外であるため、条例に基づき手順を踏んで撤去する必要があります。今後も粘り強く定期的にパトロールを実施し、放置自転車の警告および指導を行うこと</p>	<p>環境土木部</p>

<p>銀座六丁目町会 会長 九鬼 悦子</p>	<p>で、放置の防止に一層努めてまいります。</p> <p>また、駐輪場の整備については、大規模開発の機会を捉えて駐輪場を整備するほか、広幅員の歩道に民設民営駐輪場を整備してきており、これまでに銀座四丁目（銀座三越）や銀座六丁目（GINZA SIX）、銀座一丁目の東京高速高架下に区立駐輪場や民設民営駐輪場を整備してきたところでもあります。</p> <p>今後は、昭和通り等広幅員の歩道への民設民営駐輪場整備に向けて、道路管理者・交通管理者と協議してまいります。</p> <p>（2）下水道からの悪臭について 【回答】</p> <p>すずらん通りにおいては、昨年末の下水道局の調査により臭気が確認された柵が複数箇所ありました。その後、下水道局から該当建物に対してビルピット臭気対策の改善依頼をしております。</p> <p>今後は必要に応じて区道の雨水柵への臭気止めの設置や柵清掃を実施するとともに、引き続き東京都下水道局と連携を密に図りながらビルピット臭気対策を講じてまいります。</p> <p>ごみ出しに関する条例等の制定について 【回答】</p> <p>本区では「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第34条、「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則」第21条1項において「容器」でのごみ出しを原則としておりますが、同規則第21条2項において「容器の持ち出し及び引取りが困難である場合」には、基準に適合した「袋」を用いることができると規定されており、現在では、ほとんどが「袋」でのごみ出しとなっております。</p> <p>区内全域を「容器のみ」でのごみ出しとするには、容器の持ち出し・引取りや容器洗浄の徹底等、区民の方々のご理解とご協力が必要不可欠であり、条例等の改正による義務化は、区内の各地域の特性もあり、現時点では難しいものと考えております。</p>	<p>環境土木部</p> <p>環境土木部</p>
-----------------------------	--	---------------------------

<p>銀座二丁目町会 会長 中村 信一</p>	<p>(1) ねずみ防除に関する助成について 【回答】 2年目以降の本補助事業については、今年度の予算執行状況や各団体の取組の継続に係る需要を踏まえた上で、継続した補助を検討してまいります。</p> <p>また、2年目以降の取組に係る費用については、各団体が地域の実情に応じて実施内容を策定するため一律の額を算出することは困難ですが、ねずみは一度駆除を実施し生息数を減らすことができれば、その後の取組に係る費用は縮小するものと認識しています。</p> <p>(2) 障害児および医療的ケア児の保育サービスについて 【回答】 待機児童がいる中で、「障害児」や「医療的ケア児」に特化した保育サービスの提供は難しいという状況です。</p> <p>本区では、現在、集団保育が可能な障害児は保育園でお預かりしております。</p> <p>医療的ケア児の受け入れとしましては、居宅訪問型保育事業を実施しております。居宅訪問型保育事業とは、集団保育が著しく困難と認められる乳幼児に対して、乳幼児の自宅にて保育者と1対1の保育を行うことです。また、児童発達支援事業と併せた形の障害児保育園「ヘレン東雲」の利用もできます。</p>	<p>中央区保健所</p> <p>福祉保健部</p>
-----------------------------	---	----------------------------

昨年12月に中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎患者の発生確認以降、世界規模で急速な感染拡大を見せた新型コロナウイルス感染症に対し、国および東京都では1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、それ以降、感染拡大の防止の取組や緊急経済対策、医療体制の整備などさまざまな対策が講じられてきたところです。

直近の動向としましては、政府対策本部より4月7日に7都道府県、4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、5月25日をもって全国での宣言が解除されたところですが、約7週間に及ぶ外出の自粛や時間短縮等の休業要請に対する国民の皆様のご理解とご協力により、新型コロナウイルスの感染の第一波が一定程度落ち着いたものと受け止めております。

本区の取組としましては、新型コロナウイルス感染症の専用電話相談窓口を2月4日に開設し、その翌日の2月5日には区長を本部長とする対策本部を設置いたしました。また、感染拡大防止のため、区施設の利用制限、小・中学校の休校、イベントの休止・延期などを行う一方で、これまで国および東京都から出された感染拡大防止の広報をはじめ、緊急経済対策支援に関わる受付等の業務、区民等の疑問や不安等にお応えする緊急事態措置相談センター（コールセンター）の開設、PCR検査センターの設置、長期化を見据えた福祉サービスの充実、さらには、プレミアムを20%に拡大したハッピー買物券2020の販売など、区民の皆様の生活を支援すべく全庁を挙げて取り組んできたところです。

先日5月25日には、東京都から「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」が示され、東京都が推奨する暮らしや働き方「新しい日常」の第一歩を踏み出しました。

本区としましては、日常生活や経済活動の制約の長期化を念頭に置き、国や東京都の対策を注視しつつ、1日も早く活力ある中央区を取り戻せるよう、できる限りの対策を講じてまいります。

	<p>(2) 区からの配布物について</p> <p>【回答】</p> <p>町会・自治会への配布物につきましては、毎週火曜日に区の職員がご指定の場所へ持参し、町会・自治会の皆様を通して、区事業の周知をしていただいているところです。</p> <p>配布物のスリム化につきましては、あらためて内容の精査と、区が開設しております「中央区町会・自治会ネット」への掲載を一層進めていくことで、町会・自治会の皆様の負担軽減を図ってまいります。</p>	<p>区 民 部</p>
<p>蛸殻町東部町会 会長 増田 信二</p>	<p>町会専用掲示板の設置について</p> <p>【回答】</p> <p>本区では、区が行う施策や行事等について広く周知するため、区内に363基の掲示板を設置しており、その有効活用を図るため、町会の皆様の自主的な管理のもと、全体の4分の1程度のスペースを町会専用の広報活動にご利用いただいているところです。</p> <p>町会専用の掲示板の設置につきましては、都心としての立地性から民有地への設置は困難な状況にあり、また、公道上への設置も道路法等関係法令の規定により国や地方公共団体に限られていることから、既存の区掲示板のスペースを有効にご活用くださいますようお願いいたします。</p> <p>今後も、区は「中央区町会・自治会ネット」への掲載や町会事務所改修時の掲示板の壁面設置への補助金交付などを通して、町会・自治会の情報発信を支援してまいります。</p>	<p>区 民 部</p>
<p>東日本橋一丁目村松町会 会長 太田 雅久</p>	<p>(1) 自転車歩行者道や自転車レーン等の交通マナーの周知および自転車道の整備について</p> <p>【回答】</p> <p>自転車はだれもが使える手軽で身近な交通手段であるとともに、環境負荷の低減や健康増進の観点からも自転車利用が増加しています。また、電動自転車も普及しています。一方で自転車が絡む事故も問題となっており、行政としての安全対策も求められるなど自転車を取り巻く環境は年々変</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

化していることから、安全で快適な自転車利用環境の創出を図る必要があります。

そこで、交通安全キャンペーンや交通安全運動などさまざまな機会を通じて、「自転車は、車道が原則、歩道は例外」など「自転車安全利用五則」や自転車ナビマーク・ナビレーンの意味を周知しております。また、各警察署においては、対策重点路線等で「自転車ストップ作戦」を実施し、悪質・危険性の高い交通違反の取締りを実施しているところです。今後も自転車利用に関するルールやマナーの啓発に努めてまいります。

自転車走行空間の整備については、東京2020大会会場や主要な観光地の周辺において、自転車がより安全に回遊できるよう走行空間のネットワーク化を図る自転車推奨ルート（平成27年4月建設局）を東京都が設定したことを受け、国や東京都と連携しながら自転車走行空間を整備したところです。

今後も、区の道路整備や開発の動向を踏まえて自転車走行空間の整備を進めてまいります。

（2）災害等における区の対応について

【回答】

いつ発生するかわからない地震や大雨等の大規模災害に対しては、日頃から、自らの命は自ら守る「自助」、地域ぐるみで助け合う「共助」、本区をはじめ行政機関が行う「公助」が一体となった取組を推進していくことが極めて重要であると考えております。

本区では、災害の規模に応じて、非常配備態勢を発令し、区役所本庁舎に災害対策本部を設置し、さまざまな被害状況の把握に努め、区民の生命、身体および財産を災害から守るため、迅速な初動体制を構築し、情報不足による混乱防止を図るほか、万一、避難が必要になった場合には、避難情報の発信など、防災行政無線や区ホームページなどの各種情報媒体を活用した正確な情報を提供してまいります。

併せて、休日・夜間等においても、指定された職員が防災拠点に自動参集し、各地域の防災拠点

防災危機管理室

<p>日本橋六の部連合町会 会長 清水 貞男</p>	<p>運営委員会の皆様と協力し、被災した区民の方々が安心して避難生活を送れるよう、避難所の運営を行ってまいります。</p> <p>なお、こうした災害応急対応については、本区地域防災計画を策定し、総合防災訓練や災害対策本部運営訓練などを通じ、習熟に努めておりますが、大規模災害に立ち向かうためには、東京都や警察・消防・医師会などの防災関係機関と連携・協力していくことが重要であると考えております。</p> <p>(1) 中央区安全で安心なまちづくりを推進する条例の改正(客引き防止)について</p> <p>【回答】</p> <p>条例による客引き行為の防止につきましては、区条例に基づく罰則規定では警察力が及ばないため、適用の実効性に大きな課題があると認識しております。併せて、悪質に至らない客引き、つまり通常の商いの行為としての客の呼び込みと悪質な客引きとの境界が不明確であり、条例違反行為の事実認定および立証等を行うことについても課題があると受け止めています。このことについては、実際に過料の罰則等を条例化している他の自治体においても同様の課題が起きていると伺っています。</p> <p>したがって、不快に感じる客引き行為を一概に取り締まることについては困難な課題等もありますが、今後とも、区として、地元防犯組織の日本橋六之部環境浄化対策委員会、中央警察署と緊密な連携を図りながら引き続き地域の環境浄化に取り組んでまいります。</p> <p>(2) 再開発に伴うねずみ対策について</p> <p>【回答】</p> <p>本区では、公共の場所についてねずみを対象とした駆除防除事業を実施しており、ねずみに関する苦情や相談があった場合には、委託業者による現場確認や巣穴の封鎖、毒エサの設置、定期的な見回りなどの対応をしています。</p> <p>再開発に伴う対応については、地域整備課と日</p>	<p>防災危機管理室</p> <p>中央区保健所</p>
--------------------------------	--	------------------------------

本橋六の部地域の再開発事業に係る建物解体スケジュールの共有を図り、公共の場所におけるねずみ駆除作業を重点化することを検討してまいります。

また、ねずみ対策は地域全体で広域的に取り組むことが効果的であり、地域住民の皆様が自主的に取り組む、私有地での駆除や粘着シートの購入等ねずみの駆除と防除に要した経費の一部を補助する事業を令和元年度から令和3年度までの予定で実施しておりますので是非ご活用していただければと思います。ご活用を検討される場合は、担当宛てにご連絡いただければ説明にお伺いいたします。

令和2年度行政懇談会 質問事項等回答要旨

質問町会	質問項目	担当部等
<p>晴海テラス自治会 会長 松谷 稔</p>	<p>(1) 歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例違反者への罰則について</p> <p>【回答】 本区では歩きたばこや吸い殻のポイ捨ての禁止などの喫煙ルールを定め、快適な歩行空間や清潔な地域環境の確保を推進してきたところですが、4月1日の「改正健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行を踏まえ、受動喫煙を防止する観点から、新たに公共の場所での喫煙の禁止や喫煙者・事業者が守るべきルールを条例化するなど屋外における受動喫煙対策をさらに強化していく予定です。</p> <p>これらの喫煙ルールは、罰則による強制ではなく、喫煙者のマナーとして当然に遵守されるべきものであると考えております。このため、私有地での喫煙により受動喫煙が生じている場合にはその中止や是正を求めるなど、既存の巡回パトロールを増強するとともに、喫煙者や事業者の意識啓発を図ることにより、その遵守に向けた取組を強化しています。</p> <p>(2) 立看板等の費用対効果について</p> <p>【回答】 令和元年7月時点で立看板677本（路上392本・公園285本）、路面シート790枚を設置しています。また、外国人観光客の増加に対応するため、立看板は日本語と英語を併記し、路面シートは日本語と英語・中国語・韓国語の3か国語を併記するほか、絵文字を工夫したデザインで作成するなどその更新を図っています。</p> <p>こうした取組により、銀座四丁目など区内主要交差点でポイ捨てされた吸い殻の合計本数は、平成16年の平均2,733本から、平成30年度は平均123本にまで減少しました。</p> <p>なお、費用につきましては、立看板1本当たり2,450円、路面シート1枚当たり6,000円となっております。</p>	<p>中央区保健所</p> <p>中央区保健所</p>

<p>THE TOKYO TOWERS自治会 会長 高崎 泰典</p>	<p>(3) ほっとプラザはるみの温浴施設について 【回答】 ほっとプラザはるみは、開設から約20年が経過し、施設が大規模改修の時期を迎えている中、東京2020大会後には晴海地区に新たなまちが誕生します。周辺に公共施設の用地が限られている中で、地域コミュニティの多様な活動を行える多目的・多機能な空間を広く整備する必要があるため、温浴施設からの転換を図ることとしました。</p> <p>改修前の温浴施設が有する健康増進機能、リラックスできる機能、交流の場としての機能については、改修による多目的・多機能な空間の整備によってさらに充実させるとともに、地域コミュニティの醸成につながる施設とすることを考え、住民の方のご意見も伺って基本設計をまとめました。</p> <p>なお、温浴施設を現状のまま残して改修した場合、プールの水のろ過機、ボイラーなどの機器の撤去と入替え、防水のやり直し等の必要があることから、基本設計案と比較して、費用が高額になることが見込まれています。</p> <p>また、温浴施設を縮小する場合も、温浴エリア専用の空調機やプールの水のろ過機などを設置する機械室、強制シャワー、監視室、救護室等が必要となります。サウナ・岩盤浴・ジャグジーのみ残す場合は公衆浴場に該当するため男女別に設置する必要があることからスペースが必要となり、地域コミュニティの多様な活動を行える空間を確保することが困難であると考えております。</p> <p>今後は、基本設計をもとに、限られたスペースを有効に活用できるよう実施設計において十分に検討するとともに、施設運営における地域の方々の関わり方について検討するワークショップの開催を考えておりますので、引き続きご支援・ご協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>(1) 水上バス船着場および区営臨時係留施設の設置について 【回答】 船着場の新たな設置につきましては、河川、運河の管理者が連携を図りながら計画を進めてお</p>	<p>区 民 部</p> <p>環 境 土 木 部</p>
---	---	-------------------------------

り、現在、東京都による防災、救護のための防災船着場を新たに築地や晴海五丁目に整備することが示されております。また、明石町や日本橋浜町にある防災船着場を一般開放するなど舟運の活性化にも努めているところです。区営の臨時係留施設については、設置スペースの確保や維持管理、航行安全上の問題など課題が山積しており現状では設置が難しいと考えております。

引き続き東京都と連携を図りながら朝潮運河の船着場など既設の船着場を舟運のターミナル機能としての充実に努め、舟運活性化を進めてまいります。

(2) 東京湾大華火祭の実施について

【回答】

東京湾大華火祭は、区民の皆様のふるさと意識を高めるとともに、観光商業の発展に資することを目的に、本区および東京湾大華火祭実行委員会の主催のもと実施しておりました。しかし、東京2020大会に伴う選手村整備工事の影響により、多数の方を収容できる安全かつ十分な広さの観覧場所を区内に確保できないため、開催が困難と判断し、平成28年から休止しております。また、来年に延期された東京2020大会後も、選手村は「ハルミフラッグ」として住宅に転用されることから、区民の皆様が優先的に観覧できる会場が区内に確保できない以上、開催は困難であると考えております。

本区といたしましては、夏の東京を彩るイベントにもなっておりました東京湾大華火祭を再び開催するため、東京都に対して都全体となって実施していくよう検討することを繰り返し要望してきております。今後、この要望を踏まえ、東京都や近隣区、関係団体との協議・調整に努め、多様な観点から開催に向け、方策を探ってまいりたいと考えております。

区 民 部